

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第6号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年8月29日 13時20分ごろ	
発生場所	熊本県熊本市熊本港 熊本市所在の百 <sup>ひゃっかん</sup> 貫港灯台から真方位201° 2.5海里付近 （概位 北緯32° 45.7′ 東経130° 35.1′）	
事故等調査の経過	平成24年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 石材運搬船 第六拾八宝 <sup>ほうらい</sup> 来丸、499トン 船舶番号、船舶所有者等 134182、宝来建設工業株式会社 乗組員等に関する情報 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	右舷ビルジキール及びプロペラに曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、工事用石材約1,700tを積載し、船首約3.8m、船尾約5.3mの喫水で熊本港において着岸作業中、平成23年8月29日13時20分ごろ船尾船底部が浅所に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 3 海象：潮汐 下げ潮の末期（月齢29.3（大潮））、潮高 約100cm	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の岸壁への着岸作業は初めてであり、海図で岸壁付近の水深を調べ、潮汐表で潮位を確認していたが、着岸先の担当者に浅所等の状況を詳細に確認していなかった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	あり
	判明した事項の解析	本船は、熊本港において、大潮期の低潮時ごろ工事用石材を満載して着岸作業中、岸壁付近の浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、熊本港において、大潮期の低潮時ごろ工事用石材を満載して着岸作業中、岸壁付近の浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・大潮期の低潮時に着岸作業を行う場合は、着岸予定岸壁付近の水深の状況を詳細に確認しておくこと。	